

【 検 査 】

５４５ エロビキシバット水和物（内視鏡検査時）の算定について

《令和７年５月３０日》

○ 取扱い

内視鏡検査時のエロビキシバット水和物（ゲーフィス錠）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ゲーフィス錠の添付文書の効能・効果は「慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）」であり、内視鏡検査前の腸管内容物の排出に対する適応はない。

以上のことから、内視鏡検査時のエロビキシバット水和物（ゲーフィス錠）の算定は、原則として認められないと判断した。